

健康保険法第 82 条 厚生労働大臣は、第 70 号第 1 項若しくは第 72 条第 1 項の厚生労働省令（療担規則・薬担規則）を定めるとき、又は第 63 条第 2 項（食事療養、選定療養）若しくは第 76 条第 2 項（療養に要する費用の額）の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

この規定を受け、社会保険医療協議会法第 2 条においては、中央社会保険医療協議会について、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議、答申するほか、自ら厚生労働大臣に建議することができることとされている。

- 療養に要する費用の額（いわゆる診療報酬点数） [健康保険法第 76 条第 2 項]
- 入院時食事療養費の額 [健康保険法第 85 条第 2 項]
- 特定療養費の額（基礎的部分に係る額）、 [健康保険法第 86 条第 2 項第 1 号]
- 訪問看護療養費の額 [健康保険法第 88 条第 4 項]
- 選定療養の種類 [健康保険法第 63 条第 2 項]
- 保険医療機関及び保険医療養担当規則、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則
[健康保険法第 70 条第 1 項及び第 72 条第 1 項]
- 特定承認保険医療機関の要件を定める厚生労働省令（登録省令）
[健康保険法第 86 条第 1 項第 1 号]
- 指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）
[健康保険法第 92 条第 2 項]